

出題者 坂東俊矢（京都産業大学大学院法務研究科）

次の事実があるとき、誰に、どのような法律的根拠に基づいて、どれだけの金額が帰属すると考えられるでしょうか。根拠を明確にして、論じて下さい。なお、利息や遅延利息を考慮する必要はありません。また、破産法固有の議論についても触れる必要はありません。

【事実】

1. A 社は、段ボールなどの紙を加工して容器を製造し、それをコンビニ、スーパーや食品製造業者に販売することを業とする株式会社です。A 社はその設立当初から、製菓業者の B 社と継続的な取引関係にありました。
2. A 社と B 社は、2000 年 4 月 1 日に、継続的に安定した取引を行うことを目的として、「継続的取引基本契約」（以下、基本契約という）を締結しました（別紙 1「継続的取引基本契約（抜粋）」を参照のこと）。
3. その後、A 社と B 社の取引は、2010 年 9 月まで順調に推移しました。基本契約も特に見直しなどが行われることはなく、更新されてきました。
4. しかし、A 社 2010 年当初から経営が困難になっていました。A 社は、2010 年 3 月 1 日に、中小企業を対象とする金融業者 X 社から、500 万円を弁済期同年 9 月 30 日で借り受けました。X 社は、この融資にあたって、A 社から債権譲渡通知書の交付を受け、それを預かることを条件としました。A 社代表取締役 α は、譲渡年月日と債権額が白地のままの債権譲渡通知書を X 社に預けました（別紙 2「債権譲渡通知書」を参照のこと）。なお、A 社の代表取締役 α は、債権譲渡通知書を預ける際に、X 社の担当者に対して、B 社との基本契約書を提示しました。X 社の担当者は、「B 社の同意をとることができるように準備をしておいて下さい」とだけ言って、特にそれ以上のことを求めませんでした。
5. 2010 年 10 月 1 日、A 社は事実上倒産しました。X 社は、A 社から預かっていた債権譲渡通知書に、その日の日付と A 社に問い合わせをして確認した金額 340 万円とを補充して、同日付の内容証明郵便で B 社に送りました。当該債権譲渡通知書は、翌 10 月 2 日、B 社に到達しました。なお、A 社の B 社に対する債権は、2010 年 7 月分が 100 万円、8 月分が 120 万円、9 月分が 120 万円の合計 340 万円でした（2010 年 10 月 15 日に A 社が B 社から受け取る予定の売掛代金を内容とする債権を、以下、本件代金債権とします）。
6. 2010 年 7 月分の債権については、A 社が 6 月に納入した商品の中に、規格外のものが含まれていたため、その分の代金 20 万円が 7 月分の 120 万円から差し引かれていました。また、2010 年 9 月末に A 社から納入された商品にも規格外のものが含まれており、すでに返品をした商品の代金は合計して 30 万円になっていました。B 社としては、A 社の経営状況の判断をした上で、基本契約の規定に従って 2010 年 10 月分の代金と相殺をするか、あるいは場合によっては 2010 年 10 月 15 日に支払う 340 万円から 30 万円を差し引くのかを検討していたところでした。
7. 2010 年 10 月 5 日、国（税務署長）は、国税 200 万円の滞納を理由として、本件代金債権を差し押えて、その旨を送達しました。

8. 2010年10月15日、B社は、真の債権者が確知できないことを理由として、本件売掛代金債務相当額として、9月分から返品した代金相当額30万円を差し引いた合計310万円を法務局に供託しました。

9. 2010年11月1日、債権者Cの申立てによって、A社に破産宣告がなされました。その後、破産管財人に専任されたD弁護士は、X社に対して、「本件売掛代金債権には、債権譲渡禁止特約が付されており、御社(X社)への債権譲渡は無効である。御社の理解を得られない場合には、供託金還付請求権の確認を求めて提訴する予定である。」との内容証明郵便を送り、同郵便は同年11月10日にX社に到達しました。

【別紙 1】

継続的取引基本契約書（抜粋）

株式会社 B 社を甲、株式会社 A 社を乙として、次の通り合意する。

第 1 条（契約の目的）

甲、乙の両社は、契約期間中の継続的な取引が円満に行われることを目的として、本契約を締結する。

第 2 条（契約期間）

本契約の期間は、2000 年 4 月 1 日から、翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し、契約期間満了の 3 ヶ月前までに、いずれか一方から契約の終了を申し出ない限り、本契約は同一条件で更新されるものとする。

…中略…

第 6 条（個別の売買契約の成立）

個々の売買契約は、甲が乙に対し、別途定める定型書式の発注票を送付し、これが乙に到達した時点で成立する。

第 7 条（売買契約の条件）

(1)～(4)省略

(5)甲は乙から納入された商品を、引渡しを受けた日から 10 日以内に検品することとし、この期間経過後は、甲は乙に、商品の瑕疵、数量の不足を理由に、代金の減額、損害賠償の請求をしない。

…中略…

第 15 条（売買代金の決済）

(1)商品代金は、乙から甲に月末までに納品された商品について月単位でまとめて取り扱う。

(2)甲は、月単位でまとめられた代金を 3 ヶ月毎に一括して、1 月 15 日、4 月 15 日、7 月 15 日、10 月 15 日に乙に支払う。

(3)いったん納入された商品を甲が乙に返品した場合、翌月の商品代金から当該返品された商品の代金を差し引くこととする。

(4)乙は、甲の書面による承諾がない限り、甲に対する商品売掛金債権を、第三者に譲渡してはならない。

…以下略…

【別紙2】

債権譲渡通知書

平成 年 月 日

住所 ○○○

B 社 御中

住所 △△△

A 社 代表取締役 α (印)

【解説】

譲渡年月日及び債権額については、白地(空欄)のままX社に預けられ、その後、10月1日にX社によって補充されました。

A 社と貴社の間で、平成 年 月 日に締結しました売買契約に基づき発生した下記債権を、平成 年 月 日に□□□に住所を有する X 社に譲渡しましたので通知いたします。

譲渡債権

A 社の B 社に対する 2010 年 7 月、同年 8 月、同年 9 月の売掛代金で同年 10 月 15 日に決済される債権の合計 円

上記債権は譲受人である X 社にお支払い下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上